

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

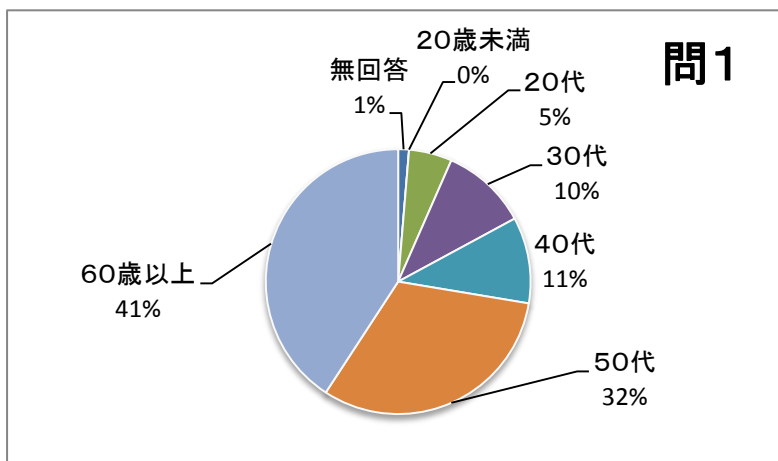
Ⅱ. 参考資料

1. 調査結果一覧

1) 道外障がい者

問1) 年齢(1つに○)

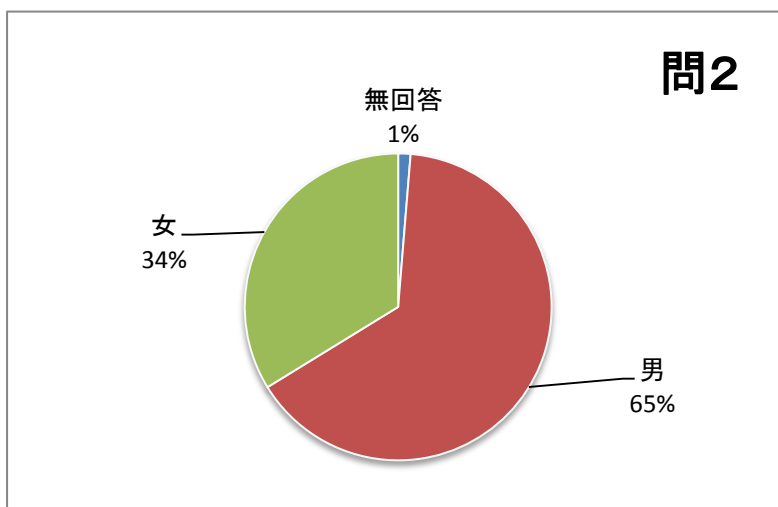
	回答数	割合
無回答	1	1%
20歳未満	0	0%
20代	4	5%
30代	8	11%
40代	8	11%
50代	24	32%
60歳以上	31	41%
合計	76	100%



回答者総数は76名。
回答者は50代、60代が最も多く、全体の73%を占める。
20歳未満の回答はなし。

問2) 性別(1つに○)

	回答数	割合
無回答	1	1%
男	49	64%
女	26	34%



男女の比率は、男性が64%、女性が34%。

1)

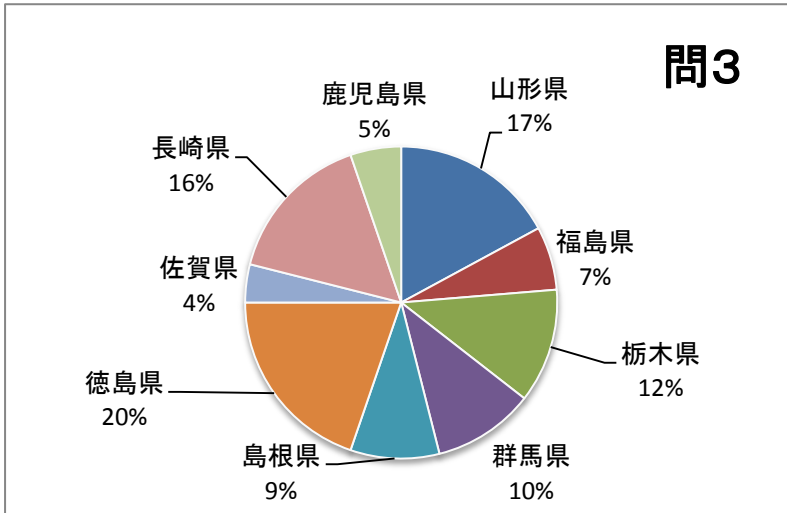
障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

問3) お住まいの市町村

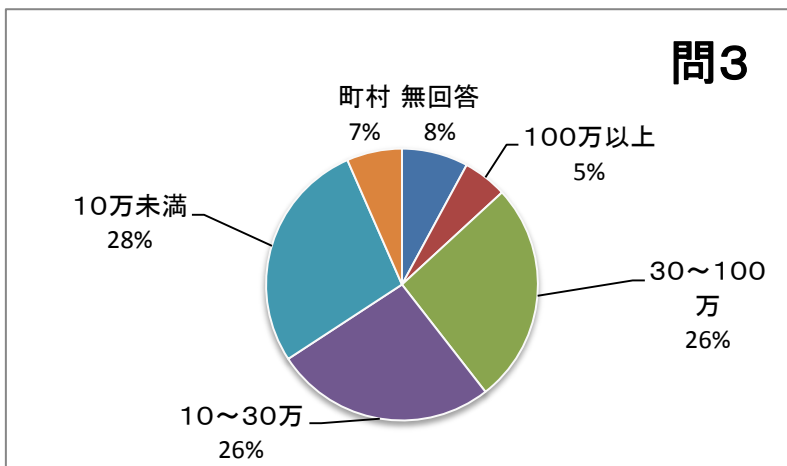
県名	山形県	福島県	栃木県	群馬県	島根県
回答者数	13	5	9	8	7

徳島県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	合計
15	3	12	4	76



導入県のうち、最も回答が多かったのは徳島県。

項目	人数	割合
無回答	6	8%
100万以上	4	5%
30~100万	20	26%
10~30万	20	26%
10万未満	21	28%
町村	5	7%



* 市町村別では、大都市圏（100万人以上）は5%。

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

問4) 身障者手帳の交付状況(1つに○)

無回答	0
受けている	76
受けていない	0

* 身障者手帳は全員が交付を受けていた。

・障がいの程度について

1) 肢体不自由 下肢障害	
下肢障害	71

2) 肢体不自由	
移動機能障害	11

等級	人数
1	42
2	20
3	2
4	4
5	0

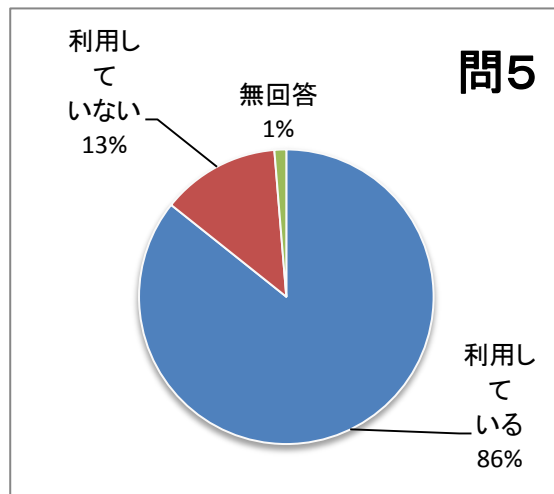
等級	人数
1	10
2	0
3	0
4	0
5	0

3) その他	3
身体障害者 I種 1級	
肢体不自由 上肢下肢障害(体幹機能) 1級	
体感機能障害 1級	

問5) 補装具等の利用状況

利用している	65
利用していない	10
無回答	1

* 補装具は、86%が利用しており、中でも手動車いすが最も多い。



利用している補装具

補装具	人数	使用頻度	人数
つえ	19	常時	12
		時々	5
手動車いす	49	常時	37
		時々	9
電動車いす	9	常時	5
		時々	2
義足	6		
人工呼吸器	1		
その他	6	常時	3
		毎日	2

<その他の回答>

車いす、長下肢装具
短下肢装具、両足首
固定装具、長下肢装
具、短下肢装具、ひ
ざ用装具、足首・膝関
節

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

問6) 外出時における介助者の有無

いる	22
いない	54
無回答	0

主な介助者

家族	18
サービス事業者	1
その他	3

<その他の内訳>

友人
ボランティア

問7) 運転免許の有無(1つに○)

持っている	67
持っていない	8
無回答	1

問8) 車の運転状況(1つに○)

自分	61
同乗者	15

同乗者の内訳

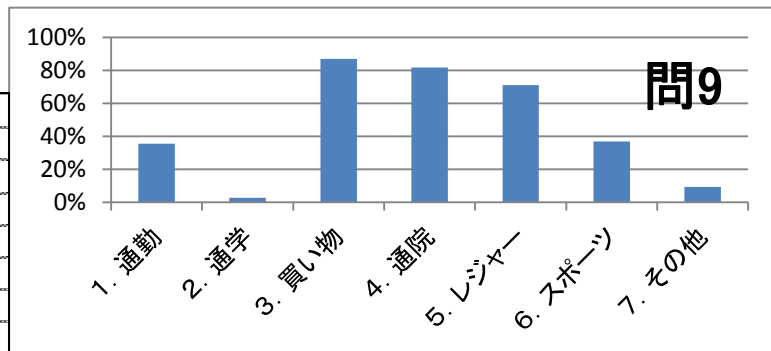
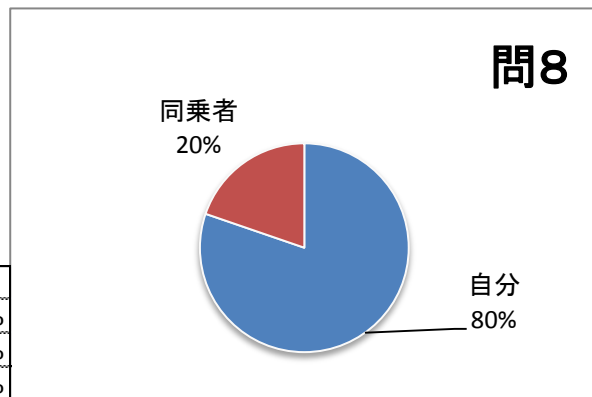
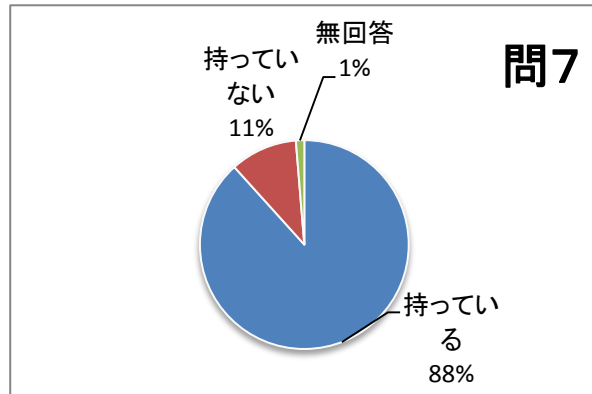
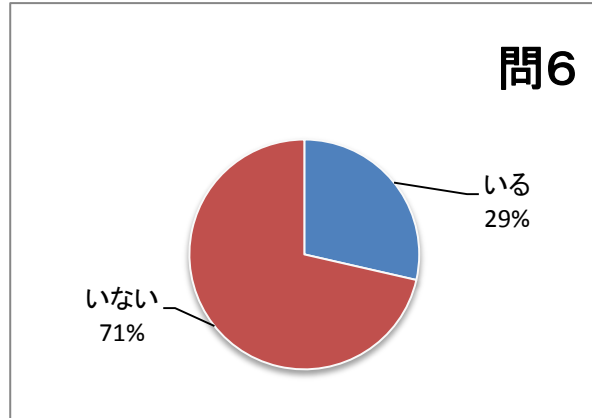
家族	11
サービス	4
その他	5

問9) 車の運転目的

目的	人数	割合
1. 通勤	27	36%
2. 通学	2	3%
3. 買い物	66	87%
4. 通院	62	82%
5. レジャー	54	71%
6. スポーツ	28	37%
7. その他	7	9%

その他の目的

作業所(通所)
通所
営業(仕事)
社会参加
難病連等の諸活動に
帰省
障害者団体の集まりなど
以上、各1名



1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

具体的な設問項目

問1) 障がい者用駐車施設利用証制度(通称:パーキング・パーミット制度)を利用していますか。

(1つに○)

1. 利用している	68	89%
2. 利用していない	8	11%

* 利用者は全体の約9割。

問2)問1で選択肢1と答えた方にお聞きます。どのように利用していますか(1つに○)

1. 障がい者用駐車施設利用証の交付を受けている	57
2. 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付を受けており、当該標章により利用している。	17
3. その他	3

<その他記述>

1, 2交付は受けていない

両方を時と場合により使い分けている

両方とも交付を受けている

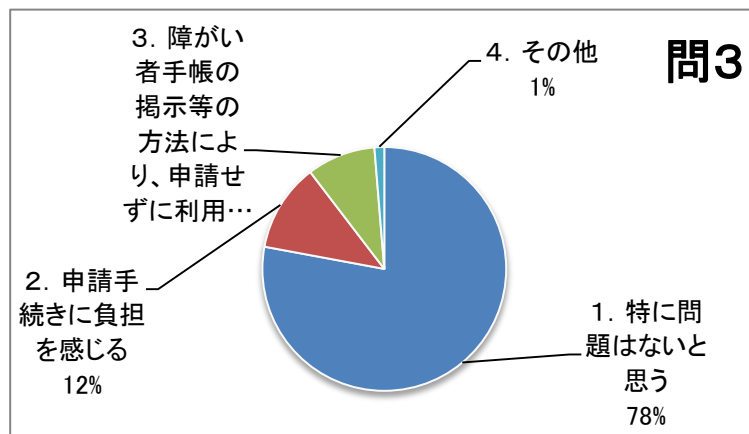
問3)問2において選択肢1と答えた方にお聞きます。許可証申請手続き等について、どのように感じますか(1つに○)

1. 特に問題はないと思う	60
2. 申請手続きに負担を感じる	9
3. 障がい者手帳の掲示等の方法により、申請せずに利用できるほうが良い	7
4. その他	1

<4. その他記述>

現状では仕方ないかもしれない。

* 現状では特に問題がないという意見が多い。



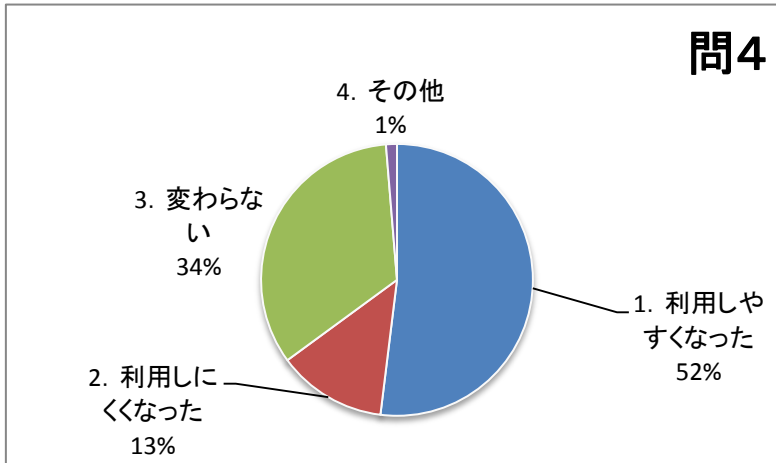
1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

問4) 制度導入後、障害者スペースの利用についてどのように感じますか？

1. 利用しやすくなった	40	52%
2. 利用しにくくなった	9	12%
3. 変わらない	26	34%
4. その他	1	1%



<記述>

<1. 利用しやすくなった>

例えばスーパー等に行くと入口近くにあるので便利です。

駐車禁止区域に安心して止められる

大きく表示してあるので判りやすい。

スペースが広く感じられるようになった

最近スペースの数が増えた。

若干ではあるが、健常者の駐車が減った

不正使用が少なくなった

止められる人が限定され不正が少なくなった

山形は全面青色塗装も行っているの以前より、専用スペース利用可能である。

世間の意識が浸透してきた

利用者がはっきりしたから

一般の車両の駐車が少なくなった。

安心して利用ができる

駐車場にポールが立っており係の方が見ている

<2. 利用しにくくなった>

車いす利用者にとって今一番困っている制度です。普通のスペースに駐車できる障害者、または高齢者なども車いす駐車場に駐車する人が増えて本当に必要とする障害者（車いす）が駐車困難になっている現状です。

いつ店に買い物に行っても老人の方が置いているので置けない。

利用者が多くなったため、高齢者の遠慮している。

買い物に行っても老人の方が置くため

障害者だけではないので利用する人が多くなって利用しにくくなった。

駐車スペースが広いのがわかっていない人がいる

車椅子使用の障害者だけでなく、色々な利用者が多くなるため、いつもスペースがいっぱいである

高齢者その他方の利用が多い

最近特に車椅子マークをつけた福祉車が多く車椅子駐車場が混んでいるので助かる

交付を受けている人がまだ少ない

<3. 変わらない>

駐車スペースに掲示用コーンが置いてあった場合を除く

すこしずつ理解されている。

制度導入後1年に満たず、評価できない

少しは良いように思える程度

* 車いす利用者の記述の抜粋

① 利用しやすくなった・手動車いす・常時

スペースが広く感じられるようになった

最近スペースの数が増えた。

若干ではあるが、健常者の駐車が減った

不正使用が少なくなった

止められる人が限定され不正が少なくなった

山形は全面青色塗装も行っているので以前より、専用スペース利用可能である。

世間の意識が浸透してきた

利用者がはっきりしたから

一般の車両の駐車が少なくなった。

障害の無い方があまり止めなくなった

交付を受けている人がまだ少ない

② 利用しにくくなった・手動車いす・常時

車いす利用者にとって今一番困っている制度です。普通のスペースに駐車できる障害者、または高齢者なども車いす駐車場に駐車する人が増えて本当に必要とする障害者（車いす）が駐車困難になっている現状です。

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

一般の健常者も止めている。

交付されていない障害者と一般の人のモラルがないのが気になります。

障害者だけではないので利用する人が多くなって利用しにくくなった。

駐車スペースが広いのがわかっていない人がある

③変わらない・電動車いす・常時

・少しは良いように思える程度

④その他・手動車いす・常時

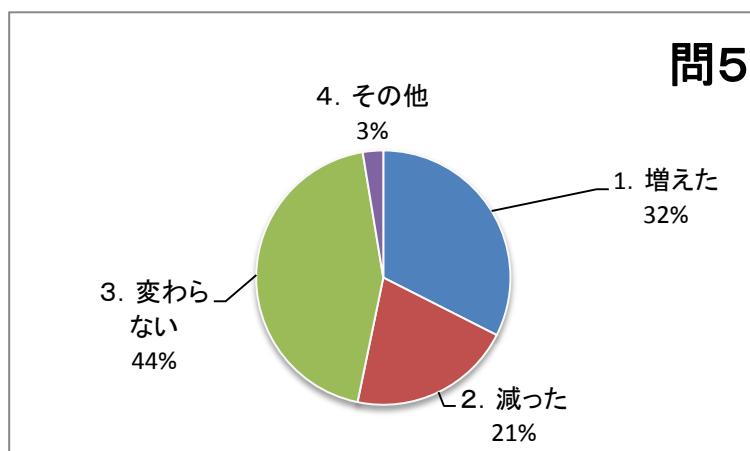
・制度導入後1年に満たず、評価できない

問5) 制度導入後、障害のない方による障害者スペースへの駐車は、どのように変わりましたか

1. 増えた	25
2. 減った	16
3. 変わらない	34
4. その他	2

<その他記述>

- ・制度があるのは初めて知る
- ・わからない



問6) 障がい者等専用駐車スペースは、どのような方が利用すべきだと思いますか。（複数に○可）

回答内容	人数	割合
1. 車いすを使用している方	68	88%
2. 身体に障害のある方（車いすを使用していないが歩行困難）	57	74%
3. 身体に障害のある方（車いす使用者及び下肢障害以外）	32	42%
4. 歩行が困難な高齢者の方	50	65%
5. 妊娠している方	29	38%
6. けがなどにより一時的に歩行困難となった方	35	45%
7. 知的障害のある方	5	6%
8. 精神障害のある方	4	5%
9. その他	6	8%

<その他記述>

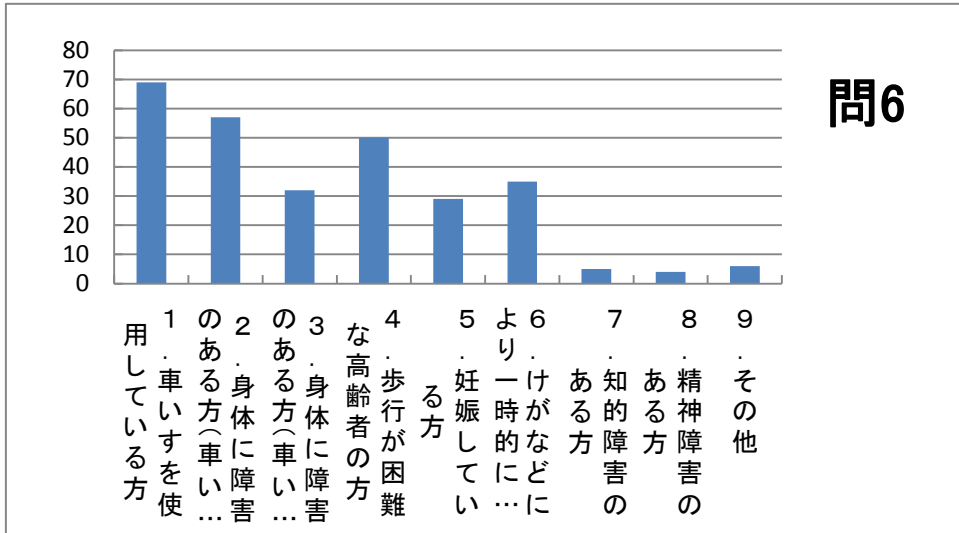
- ・移動困難な人
- ・遠くに駐車すると困難な方全て
- ・歩行が困難な方でも同乗者がいる際は入口でその方を介助すれば専用スペースに車を止める必要はない。施設の車も同じである。
- ・車の乗降時に、ドアを全開にする必要のある障害者。

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

- ・知的・精神障害で多動等で介助が必要な方
- ・車のドアをいっぱい開かないと乗り降りができない人



問7) 不適切な駐車をなくすためには、行政が利用許可証を発行する以外に、どのような取り組みが必要だと思いますか。(複数に○可)

1. マナー向上のための啓発(PR)活動を積極的に実施すべきである	60	79%
2. 駐車可能な方を、より明確にすべきである。	36	47%
3. 駐車場を設置している事業者の対応を強めるべきである。	47	62%
4. 障がい者等専用駐車スペースへの駐りに、駐車禁止除外指定者標章を活用する。	34	45%
5. 特に取り組み必要はないと思う。	2	3%
6. わからない	1	1%
7. その他	14	18%

<自由記述>

車いすのステッカーをホームセンターで売らないようにする

子どものころから、自然に困っている人には手助けできるように家族でも学校でも教えるべきと思います。「困っている人は手を貸しなさい」だけでなく、具体的に一つ一つ教えていくのがよいと思います。

許可証等を交付されていない人(車)が止めた場合罰金をとる

不正駐車への行政処分を実施

青色駐車場にしてほしい。

青色に塗る

県の条例化

青色にする。

障害者駐車スペースに「利用許可証」と同じポスターがあるので一般車は遠慮する。

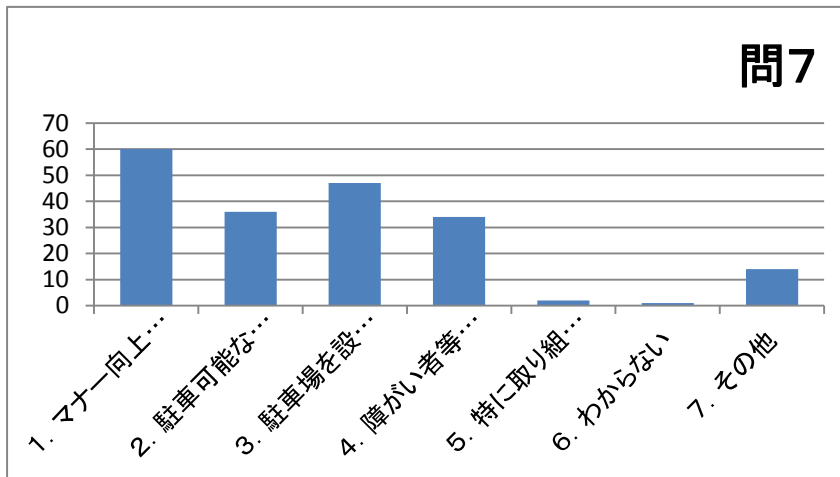
具体的な方法で必要性を知らせる。TV、広報で映像を利用して車椅子利用者の駐車場の使っている様子を流す。色々な立場の人がいることを知ってもらう機会を多く作っていく。

罰金制にすればよい

女性の人たちのマナーが悪く特に年配の主婦たちに指導すべきである

警備員を立てる

係の方が説明をして普通の方には遠慮してもらう



問8)問7で選択肢3と答えた方にお聞きます。具体的には、どのような対応が必要だと思いますか。

1. 場内放送による啓発を進める	31	41%
2. ガードマンによる見回り	34	45%
3. 受付時に利用を確認する	11	14%
4. ポール等を設置し、利用したい場合は携帯電話等で連絡する	11	14%
5. 専用エリアを設け、開閉バーを設置するなど、そのエリアを利用できるための方法を別に用意する。	16	21%
6. その他	5	7%

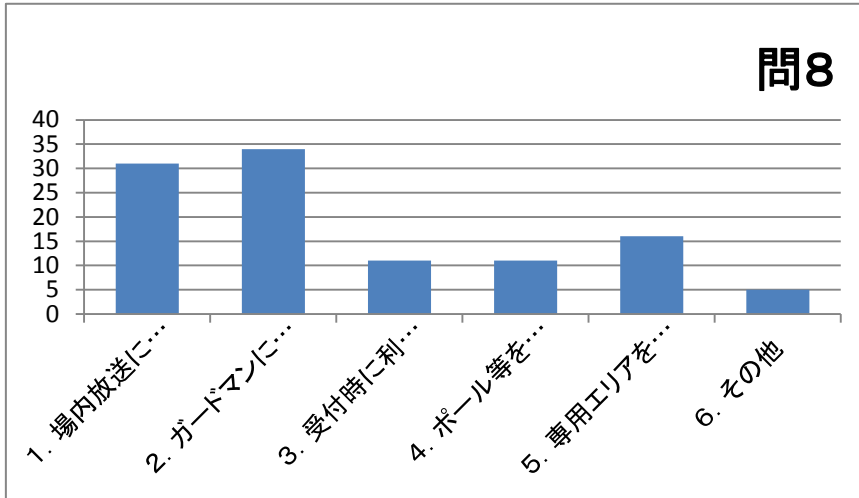
<その他記述>

- ・3,4,5 は障害者が使いづらくなる
- ・2の場合は一番いい方法ではありますが、コスト的にどうか？
- ・条例化により新築、改築の際青色塗装を促している。
- ・事業者で具体的な方法で、必要性を知らせる取り組みをする。

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会



問9)障がい者等専用駐車スペース及び障がい者用駐車施設利用証制度に関する要望や意見があれば、ご記入ください。

自由回答結果のとりまとめ

*①不明、②10万から100万人未満、③10万人未満および町村

人 口	意 見	属 性
不明	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用のスペースの枠に赤ペンキで他の人にもわかるように塗装したらどうですか。(もちろん中には障害者用のマークが入っていますが) ・実際に利用していますが、駐車できないときがありました。やはりモラルの問題であり、いくら呼びかけしても、一人ひとりが変わらなければ、この制度は意味がないと思う。とてもいい制度なのに・・・ ・障がい者用駐車施設利用制度と駐車禁止除外指定車(標章)・駐車許可制度を別々に、駐車スペースを作ったほうがいいと思う。障がい者用駐車施設利用制度は、常時車椅子利用し、赤い利用カードを交付し、専用駐車スペースを確保する。 ・大型商業施設等のスペースは、ほとんど満車になっていることが多いです。もう少し数を増やしてほしいと思います。駐車スペースにポールがおいであるため、それをのけてくれる人がいない場合があります。 	運転者 装具なし 非運転者 手車いす 運転者 手車いす 運転者 手車いす
10万から100万人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の施設で採用が少ないので採用してほしい。各県でも採用してほしい。 	運転者 手車いす

	<p>・コンビニに健常者の若者が車いすスペースに駐車しているのは困ります。車いす専用駐車スペースの意味が無いように思える</p> <p>・専用駐車スペースに健常者の方がよく駐車しているのでマナーの啓発を広報等でお知らせするようにしてほしい。</p> <p>・若い人のマナーの悪さです。その辺を検討してみて何か良い案がありましたら教えてください。</p> <p>・利用証やシンボルマークなどは、一般に知られていないことも多い。パーキング・パーミット制度も、障害者でも知らない人もたくさんいる。マナー向上の啓発運動や警備員による見回りなどを徹底したほうが、効果があると思う。啓発活動についても、ただ「障害者専用スペースを空けてください」というだけのものではなく、なぜ広いスペースが必要なのか具体的な利用例を紹介して、理解してもらえるような工夫が必要だと思う。車椅子利用者から見ると、精神障害者や知的障害者など車の乗り降りには問題がないと思われる人たちも障害者専用スペースを利用しているのを良く見るので、健常者だけでなく、障害者にもマナー向上を呼び掛ける必要がある。</p> <p>・利用者の範囲が広すぎる。車椅子の人は広い駐車場が必要だがそれ以外の人は広くなくていい。</p> <p>・駐車スペースを常時確保できるのはありがたいことだが満杯の時に使えない(その場所だけはあいている)方のことを思うと申し訳ない気がする。お互いの譲り合いの気持ちも必要な気がする。</p> <p>・一般駐車場の他に、障害者専用の、ゲート別の駐車場があれば理想ですが、なかなか難しいですよ。将来的にそうなればと、願っています。</p> <p>・A 県方式は大変良いと思っている。駐車スペースを青く塗っているのも良い。問8のようにすると利用しづらくなると思う。</p> <p>・障害者が利用証を外から見えるところに表示していないため、専用Pスペースに利用証を交付されていない方々も大いばりで駐車するケースが多く</p>	<p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 つえ</p> <p>運転者 電車いす</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>非運転者 手車いす</p> <p>非運転者 手車いす</p> <p>運転者 装具なし</p> <p>運転者 つえ</p>
--	---	---

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

	<p>みられるので、利用証の表示をはっきりすることで交付されていない方の駐車を減らせるのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許証交付(更新)時の講習会の中にパーキングパーミットを入れるべき。 ・自分らが不便を感じた時には障害者協会の役員さんらが速球に社協市当局の方へ申請してくれ速やかに要望にこたえてくれますので今のところ何の不便もなく感謝しています。 ・マナーがなく、元気と思える人の使用が多すぎ。実際駐車スペースがなくて困っている。屋根があると濡れなくて助かる。 ・より推進が必要と考える。 ・元気な方が運転して、堂々と障害者専用駐車場を利用する人が多い。運転手が車椅子利用者または歩行困難な人のみ 	<p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 義足</p> <p>非運転者 電車いす</p> <p>運転者 義足</p> <p>運転者 手車いす</p>
<p>10万以下 および町 村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者用駐車施設利用制度と駐車禁止除外指定車(標章)・駐車許可制度の許可車以外の駐車違反に対する法的規則 ・車いすのステッカーが一般に流通しており、そちらも使えないようにしてみてもは。また、この制度が分かる人も多いのでは罰則規定を考えても。 ・車いすで運転している人は最優先としてください ・障害者専用駐車スペースを設備していただいておりますが、そのスペースがなぜ必要かということがあまり一般の方には理解できていないと思います。車椅子利用者が一人で行動する場合車の乗車に車いすを横付けにする乗車幅があるために、障害者専用駐車スペースをつくっていただいたと思っておりますが、現実的にはまだ浸透していない状況ではないでしょうか！ 	<p>運転者 電車いす 非運転者 手車いす</p> <p>非運転者 電車いす</p> <p>運転者 手車いす</p>

	<p>・障害者の参画には障がい者用駐車施設利用制度と駐車禁止除外指定車（標章）・駐車許可制度の許可車も必要かと思ひます。あとは、健常者の皆様のモラルの問題と思ひます。が、他にもスロープ、トイレの問題があります。私はこれを三点セットだと云っています。公的施設、商業施設（パチンコ屋さん、フレンド関係さんは三点セットは立派です）特に公的施設でもこの三点セットの完備しているところはなかなかないのが現状ではと思ひます。乱文乱筆ご容赦ください。よろしくお願ひ致します。</p> <p>・障害者専用駐車スペースを設置している事業者への啓発活動を行政が中心になって取り組んでほしい</p> <p>・まずは健常者のマナー向上を実施。次に駐車可能な方の明確化。そして事業者への徹底管理を要望します。</p> <p>・パーキング・パーミッド制度は心優しい（障害者、弱者に対して）制度のように思われがちですが実際には、混乱を招くように思ひます。私の住んでいる市も取り入れられていますが、それ以来、本当にあのスペースの必要な車いす使用者にとって（特に自ら運転するものにとっては）は大変な問題となりました。他の軽い軽度の障害者や高齢者に占領され駐車できなくなりました。車いす駐車場－障害者駐車場ではありますが車椅子駐車場が造られた原点にかえて、何故あの広いスペースが必要なのかを考えていただきたい。大きな商業スペースの駐車場でさえ週末などは駐車できない状態です。私たち車椅子使用者にとってはあの広さがなかったら車から一歩も出られないのです。理想的に考えると車椅子専用と、幅は一般と同じ障害者の駐車場があることだと思ひますが大きなショッピングセンターでは可能としても一般の商店街などでは難しいことと思ひます。車椅子駐車場は車椅子使用者の特権ではなく、あの広いスペースがなかったら車から降りられないことを一般の人に理解していただきたいのです。このように障害者・専用駐車スペースに細やかな御配慮いただきアンケート調査に取り組んで下さることに心より感謝、お礼申し上げます。</p> <p>・駐車スペースに健常者がトメている時があり、やむを得んと思ひことがあると同時に満パイのときはケンカという状況も起こりえる。このようなときに相手が障害者か否か確認したいという気持ちになる。駐車スペースが1～2台で健常者が止めているときは施設担当者に一言言って除去してもらっている。</p>	<p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 義足</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 義足</p> <p>運転者 その他</p>
--	---	--

	<p>・駐車スペースで困っている人は障害者だけではないので、今も範囲は広がっていますが困っている人がいればもっと広げてもよいと思います。駐車スペースのポールの置き方に注意してほしい。（一人で運転していて、そのポールがどかせない人もいるので）制度はなるべくシンプルであとはマナーや人の心で補えるといいのですが現状はムズカシイですね。でもいつか、この制度のことだけでなく、他の制度もそういう風になれる世の中になればいいなと望みます。ひとつの制度を確立するまでやよりよくするには大変なご苦労と思いますが、どうぞよろしくお願い致します。20年前に車椅子になりましたが、年々制度も世の中の理解も良くなり、色々な制度のおかげで助かっております。</p>	<p>運転者 手車いす</p>
	<p>・車椅子使用者が一人で駐車場にいった場合にカラーコーンがおいてあって入れないときがある。身障者用の駐車場があるのに残念のときがある。</p>	<p>運転者 手車いす</p>
	<p>・A 県では平成17年～県条例の「望ましい基準」として青色が明示され、県内の専用スペースの大多数が青色になっていて不正駐車が極めて少なくなりました。是非北海道でも利用証と共に青色も明文化してください。</p>	<p>運転者 手車いす</p>
	<p>・全面青色塗装活動を車椅子常用の私たちの団体で発信して私たち利用する団体とボランティアにより青色にすることにより、不正な使用がかなり減少した。パーキングパーミットを利用する方の対象制限を明確にすべき。高齢者用スペースを設けている駐車場が増えてきている。歩行困難者と高齢者スペースを分けるべきだ。</p>	<p>運転者 手車いす</p>
	<p>・利用証と青色の併用。</p>	<p>運転者 手車いす</p>
	<p>・できれば屋根付きの専用駐車スペースだと、天候に関わらず外出できる。</p>	<p>非運転者 手車いす</p>
	<p>・見回りがいなければ利用証制度があっても健常者は止めてしまう。マナー違反者には罰金を取るなどしなければ理解してもらえないと思う。</p>	<p>運転者 手車いす</p>

	<p>・本来であれば、一人ひとりの考えと判断で駐車することのできる社会を望んでいます。ルールを作り、決定していくことには実際のところ手放して賛成はしていません。しかし、現実にも今でもルールは守られていません。車椅子を利用しているものとして駐車スペースを広く確保しなければいけないことを多くの人に知ってもらいたいと思います。具体例を用いた啓蒙活動の必要性を感じます。</p> <p>・どこにでかけても駐車スペースは確保されているようですが雨、雷等に対して簡単な屋根が付いていればより利用しやすいと思うのですが・・・現状では、天気が悪いと約束もキャンセルせざるを得ないという状況がある。</p> <p>・パーキングパーミット制度は、パーミットの交付対象を誤らなければ、駐車場の幅が必要な障害者にとってありがたい制度だ。パーミットの形状も車外から確認しやすく、障害のない人へのアピールにも一役かっていると思う。問題は配布対象である。全国に先駆けて導入したB県やC県では、対象を広げすぎたせいで、本来駐車すべきひと(幅が必要な人)が利用できない事例がでてきている。本件でも導入に際し、この点について脊損会で意見した。結局、県に押し切られる格好で、D県で近いものとなったが、本来幅の広い駐車場が必要な人については色の異なるパーミットを発行し、今後の動向を見ながら、対象を再考する余地を得ん。</p> <p>・PP制度はあくまで事業主の協力があって成立する。そのため、拘束力という点ではなかなか難しい。また、一般の人はほとんど知らない。(名称が覚えづらい)障害者間でもPP制度及び専用駐車区画の範囲の認識がまちまちである。啓発は繰り返し行うことが望ましい。</p> <p>・マナー、モラルの問題なので、本来は罰則規定などを設けるべきではないが、最近の風潮として(やったもの勝ち)みたいな人が増えている。(障害者も含め)制度が根付くまでは、ある程度の強制も仕方ないのかもしれない。</p> <p>・不適切駐車が増えた現状を改善するために制度が造られたと思いますが、駐車可標章、パーキングパーミット制度、高齢者等駐車区間が混在し、ややこしい。駐車可標章で統一してほしい。(障害者の立場だけで言うと)</p> <p>・健常者の方が置いていて置けない時がある。</p>	<p>運転者 手車いす</p> <p>非運転者 電車いす</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 手車いす</p> <p>運転者 つえ</p>
--	--	--

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

	<ul style="list-style-type: none"> ・マナー向上のための啓発活動について。1、運転免許証の交付、更新の際の講習の際にPRする。2、一般の方及び利用者にもマナー向上のための指導が必要。3、学校教育の現場での指導も必要。 ・特にスーパーなどで不適切な駐車が目立つ。ガードマンなどで対応してほしい。 ・健常者の方がいつも置いてあって置けないときがよくある。 ・障害者以外の方が止めないようにポールを立てて止められなくしてあるところがよくあるが、かえって駐車する時係員がいないため不自由である。 ・車椅子使用者の運転の場合や歩行困難な方を乗せた車以外は利用証の発行基準を考えたほうが良いと思います。 ・いくら標章をつくって利用していても、心ない健常者が身障駐車場に車を止めることがよくあります。言い方が悪いですが、標章をつくり発行をするより、警備員を立てて、見張っておくほうが、効果的だと思います。 ・車椅子利用の場合やリフト車を利用する場合駐車スペースがたくさんないと利用できないので国の対応として障害者トイレのように利用しやすくしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転者 つえ 運転者 その他 運転者 手車いす 運転者 つえ 運転者 手車いす 運転者 手車いす 非運転者 手車いす 電車いす
--	--	---

キーワードによる分類

キーワード	該当キーワード	居住地
提案・意見	・PP 制度を民間施設、各県で採用してほしい(運転者、手車いす)	十～百万
	・PP 制度はうれしいが、お互いに譲り合う気持ちも必要。(非運転者、手車いす)	十～百万
	・山形方式は大変良い。駐車スペースを青く塗るのもよい。(運転者、装具なし)	十～百万
	・PP 利用者の利用証が見えない。表示をはっきりさせることで違法な駐車を区別できるのでは？(運転者、つえ)	十～百万
	・免許証交付(更新)時に PP 制度の講習を入れるべき。(運転者、手車いす)	十～百万
	・法的規則を設ける。(運転者、電車いす)	～町村
	・車いすで運転者を最優先とするべき(非運転者、電車いす)	～町村
	・PP 制度は困っている人がいれば広げてもいいが、制度はなるべくシンプルで、あとはマナーや人の心で補えるといいが現状では難しいですね。(運転者、手車いす)	～町村
	・PP の対象制限を明確にするべき。歩行困難者と高齢者スペースを分けるべき(運転者、手車いす)	～町村
	・マナー違反者には罰金を取るなどして理解してもらおう。(運転者、手車いす)	～町村
・PP 制度は対象者を誤らなければありがたい制度である。(運転者、手車いす)	～町村	
・制度が定着するまではある程度の強制も仕方ないかもしれない。(運転者、手車いす)	～町村	

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

	・標章をつるよりも警備員を立てて見張ったほうがいい。（運転者、手車いす）	～町村
設備・施設	・スペースに赤ペンキで塗装（運転者、装具なし）	百万以上
	・利用カードの配布、PP 制度利用者と駐車禁止除外指定車標章で駐車スペースを分ける。（運転者、手車いす）	百万以上
	・障がい者専門の別ゲートの付いた駐車場は理想（非運転者、手車いす）	十～百万
	・屋根があると濡れずに助かる。（非運転者、手車いす）	十～百万
	・屋根つきのスペースだと天候にかかわらず外出できる。（非運転者、手車いす）	～町村
	・天気が悪いと約束もキャンセルせざるを得ないことがある。（非運転者、電車いす）	～町村
行政	・障がい者専用駐車スペースを設置している事業者への啓発活動を行政が中心になって行ってほしい。（運転者、義足）	～町村
	・青色塗装が県条例で決められ、不正駐車が減った。明文化するべき。（運転者、手車いす）	～町村
	・国の対応として障がい者トイレのように利用しやすくしてほしい。（非運転者、手車いす、電車いす）	～町村
問題提起	・駐車できないときがある。モラルの問題であり、一人一人が変わらなければならない。（非運転者、手車いす）	百万以上
	・大型商業施設のスペースはほとんど満車になっている。数が少ない、ポールがあってもよけてもらえない。（運転者、手車いす）	百万以上
	・コンビニで若者がスペースに駐車している（運転者、手車いす）	十～百万
	・若い人のマナーの悪さ（運転者、電車いす）	十～百万
	・PP 利用者の範囲が広すぎる。（運転者、手車いす）	十～百万

1)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（道外障がい者）

北のユニバーサルデザイン協議会

	<ul style="list-style-type: none"> ・専用駐車スペースはありがたいが、一般の方にはなぜスペースが必要かまだ浸透していない状況。(運転者、手車いす) ・PP 制度導入以降、本当にスペースが必要な車いす使用者が止められなくなった。なぜ、あのスペースが必要か一般の方に理解してほしい。(運転者、義足) ・身障者が一人で駐車場に行ったとき、カラーコーンが置いてある。使えずに残念。(運転者、手車いす) ・多数の制度が混在し分かりづらい。障がい者の立場だけで言えば駐車可標章で統一してほしい。(運転者、手車いす) ・特にスーパーなどで不適切な駐車が目立つ。ガードマンなどで対応してほしい。(運転者、その他) ・障がい者以外の方が止められないようにポールを立てているが、係員がないため、かえて不自由。(運転者、つえ) ・利用証の発行基準を考えたほうがいい。(運転者、手車いす) 	<p>～町村</p> <p>～町村</p> <p>～町村</p> <p>～町村</p> <p>～町村</p> <p>～町村</p> <p>～町村</p>
啓蒙	<ul style="list-style-type: none"> ・マナーの啓発を広報誌などで行ってほしい。(運転者、つえ) ・PP 制度よりもマナー向上や警備員などへの周知が必要。「なぜ広いスペースが必要か具体的に説明する啓発活動や障がい者に対してもマナー向上の呼びかけが必要である。(運転者、車いす) ・具体例を用いた啓蒙活動の必要性を感じる。(運転者、手車いす) ・啓発は繰り返し行うことが望ましい。(運転者、手車いす) ・マナー向上のための啓発活動について。1、運転免許証の交付、更新の際の講習の際にPRする。2、一般の方及び利用者にもマナー向上のための指導が必要。3、学校教育の現場での指導も必要。(運転者、つえ) 	<p>十～百万</p> <p>十～百万</p> <p>～町村</p> <p>～町村</p> <p>～町村</p>